

# 生活支援サービス重要事項説明書

## 1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ ユウゲンガイシャホロワタ 有限会社HOROWATA
事業者の所在地	〒 360-0845 埼玉県 熊谷市美土里町二丁目78番地
事業者の連絡先	電話番号 048-531-4623
	FAX番号 050-3588-6394
	ホームページアドレス
事業者の代表者名	裴綿 伸好

## 2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	フリガナ ユウゲンガイシャホロワタ 有限会社HOROWATA
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 360-0845 埼玉県 熊谷市美土里町二丁目78番地
事業主体の連絡先	電話番号 048-531-4623
	FAX番号 050-3588-6394
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 裴綿 伸好
	職名 代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	介護予防通所介護施設・通所介護施設・居宅介護支援事業所・介護予防訪問看護事業所・訪問看護事業所・ 介護予防訪問介護事業所・訪問介護事業所・サービス付き高齢者向け住宅の経営

## 3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ ナデシコサービスツキコウレイシヤムケジュウタク なでしこサービス付高齢者向け住宅
住宅の所在地	〒 360-0845 埼玉県 熊谷市美土里町一丁目180番地
住宅の連絡先	電話番号 048-598-8388
	FAX番号 048-598-8388
住宅の管理者名	裴綿 伸好
住宅の開設年月日	平成27年4月1日
居住の契約方式	普通賃貸借契約

#### 4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等		
<p>入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供する。                  入居者が介護や医療を必要とする場合に、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図る。</p>		
基本サービス（入居者様全員が受けるサービス）		
サービスの種類	料金	（提供方法・提供者）
状況把握（安否確認）	20,000円 ／月	・職員が定期的な巡回を行い、入居者の状況を把握し、安否確認を行う。 ※職員
生活相談		・日常生活を送る中で、不安や悩みなどについて、相談員が相談を引き受ける。 ※相談員
緊急時対応		・各住戸のベッドサイド、トイレ、浴室に設置してあるナースコールを押すと、事務室及び住宅職員が携帯する受信器にて受信の上、住宅職員が駆けつけ必要な対応を行う。 ※職員
上記以外の生活支援サービス等 （本住宅では以下のサービスを入居者に選択できる。なお、入居者の希望により、他のサービス事業者の利用もできる。）		
サービスの種類	料金	（提供内容・方法・提供者）
食事提供サービス	45,000円 ／月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食費は月単位で請求する。</li> <li>・食費：月額45,000円（30日の場合）[朝食400円、昼食500円、夕食600円]</li> <li>・食事は、厨房にて専属の調理員により調理する。</li> <li>・キャンセル、変更等は提供される日の前日12時までに通知する。それ以降のキャンセルについては、キャンセル料（実費）が発生する。</li> </ul> ※提供者：職員
健康管理サービス	0円 ／月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康状態に応じて、適時血圧などの測定を行う。</li> </ul> ※提供者：職員

#### 5. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等			
生活支援サービス職員			
サービスの業務に係る職員	人数	資格・委託先等	
相談員	2人	ホームヘルパー2級以上	
看護師	2人	看護師	
夜間の職員体制	常駐の（ <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無）	1人	

## 6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	翌月10日までに請求書を発行し、支払先に送付する。（振り込み手数料は利用者負担。）
支払方法	翌月20日までに、支払わなければならない。

## 7. 生活支援サービスへの苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況			
窓口の名称（施設）	①有限会社HOROWATA	電話番号	048-531-4623
窓口の名称（公営）	②埼玉県福祉部高齢介護課	電話番号	048-830-3254
	③埼玉県都市整備部住宅課	電話番号	048-830-5562
	④埼玉県消費生活支援センター熊谷	電話番号	048-524-0999
	⑤熊谷市消費生活相談（市民相談室）	電話番号	048-524-7321
対応している時間	平日	①	9時 00分 ~ 16時 00分
		②・③	8時 30分 ~ 17時 15分
		④	9時 00分 ~ 16時 00分
		⑤	9時30分～ 12時00分 13時00分～ 16時00分
	土曜①	時 分 ~ 時 分	
	日曜①	時 分 ~ 時 分	
	祝日①	時 分 ~ 時 分	
定休日	土・日・祝・12/29～1/3		
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応			
具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行う。		

## 8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限は設けていない。なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に住宅職員へ通知する。	
共用施設の利用について	
浴室	共用浴室をご利用の際は、事前に職員へ通知する。
共用キッチン	共用キッチンをご利用の際は、事前に職員へ通知する。

## 9. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
生活支援サービス契約書第9条の規定に基づき、30日前までに解約の旨を通知をもって、本契約を解約することができる。また、30日分の賃料及び状況把握・生活相談サービス料金を支払うことにより、即日解約できる。		
契約解約時の連絡先	名称	埼玉県熊谷市美土里町一丁目180番地
	電話番号	048-598-8388
事業者からの解除		
生活支援サービス契約書第8条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができる。 ①他の入居者の生命の危害を及ぼす恐れがある場合 ②本契約を継続することが社会通念上、著しく困難な場合 ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがない場合		

10. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況

有 ・  無

説明年月日 平成 年 月 日

様に対して、貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 有限会社HOROWATA

所在地 埼玉県熊谷市美土里町二丁目78番地

代表者名 代表取締役 巖綿 伸好 印

説明者氏名 印

私は上記事業者から、貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名 印